

再始動した「終末期議員連盟」への期待

～リビングウイル(LW)の法的担保が急務～

医学博士 長尾和宏

尊厳死協会と終末期連

尊厳死の法制化は日本尊厳死協会が中心となり推進されてきた。2003年12月、厚労相宛て請願書を提出し、2004年5月に立法化請願国民署名運動を展開して、1年後に13万人余の署名を集めた。この結果、2005年4月に超党派の国会議員からなる「尊厳死法制化議員連盟」が組織され、2012年5月には議連提案による「終末期の医療における患者の意思の尊重に関する法律案」が発表された。尊厳死が法制化された時には、協会が法律に定められるリビングウイル(LW)登録管理の委託法人となることが期待されてきた。

日本尊厳死協会は内閣府に公益法人化を内閣府に申請したが、2015年、2017年と2度にわたり不認定処分とされた。協会はこの不服として司法の場で争い、2019年11月に高裁で勝訴判決が確定した。その結果、協会は2020年度より公益財団法人に生まれ変わった。法制化後に具備すべきLWについては、2017年から4年にわたり協会理事と外部専門家

からなるLWの改訂検討会を設け、2022年に新しいLWとして公表された。

このように、20年にわたり協会が議連に働きかけてきたが、コロナ禍で3年間、活動が停止した。しかし2023年春より山東昭子氏を会長とする「終末期における本人意思の尊重を考える議員連盟」が再び組織された。同年12月に開催された総会では活発な議論が交わされた。

「人生会議」に点数がつく

今春の診療報酬改定では、「人生会議」に点数がつく予定である。「人生会議」とは、アドバンス・ケア・プランニング(ACP)のニッケネームである。自分の終末期における生き方や受けたい医療について元気なうちから家族や医師やケアマネなどの多職種と何度も話し合っておこう、という考えである。1枚の書類だけでなくすべて決めるのではなく、みんなで何度も話し合うプロセスを重視した意思決定支援プロセスである。国は数年前、これを国策とすることを決めて大規模な国民啓発が行われてきた。令和5年度は

6000万円の予算で医療・ケアを提供する多職種チームの育成に力を入れてきた。

厚労省は混迷する終末期医療を国策とした「人生会議(ACP)」に診療報酬に点数をつけることで本格的な推進を図ろうとしている。しかし既に医療現場では、「ACPを取る」という言葉が使われている。インフォームドコンセントのことをICというが、上司が研修医に「IC取ったか？」と聞くのが日常だ。同様に「ACPを取る」も日常になってきている。

本来、ACPは取るものではなく、話し合うプロセスのことである。その話し合いで結論が出なくてもいい、話し合いを繰り返す事自体に意味があるとされる。しかし「ACPを取る」となると極端な話、診療報酬を得るために医師が誘導する可能性が大いにある。特に高度の認知症で意思表示できない人や事故で遷延性意識障害の人は、結局、以前のよう

急がれるLWの法的担保

医療の大原則は本人の意思尊重で

長尾和宏の「生」と「死」



長尾和宏
(ながおかずひろ)

医学博士

1958年生まれ。医学博士。公益財団法人・日本尊厳死協会副理事長。

1995年に尼崎市で開業した長尾クリニックを65歳の誕生日に定年退職。今後は音楽・映画・舞台など文化活動を通じて、新たな形で医療情報を発信していく。在宅医療、終末期医療、コロナ問題、認知症問題、葉の問題など幅広いテーマで著書を出版。ベストセラーに『平穏死10の条件』『抗がん剤10のやめどき』、『葉のやめどき』、『痛くない死に方』（映画原作）、『病気の9割は歩くだけで治る!』シリーズ、『小説 安楽死特区』『ひとりも、死なせへん』など。

長尾の日常を追ったドキュメンタリー映画に『けったいな町医者』、製作に関わった映画に『記録映像 ワクチン後遺症』『夜明けまでバス停で』など。まぐまぐ!の有料メルマガ『痛くない死に方』、ニコニコ動画『長尾チャンネル』を毎週配信。独自の視点でその時々の社会問題に鋭く切り込み、好評を得ている。

ある。しかし実際には本人の意思とは真反対の医療がたくさん提供されてきた。それを本来あるべき姿に是正するためにLWという概念が導入され、20年間で議論でも議論をしてきた。しかしなぜか、「人生会議」だけで乗り切ろうとする。その結果、本人の意思よりも家族や医師の意思の尊重に偏らないか、大きな懸念が生まれている。まさに元の木阿弥ではないか。

ではどうすればいいのだろう。まずは本人の意思である文書であるLWを「それは法的に有効です」とすべきだ。結婚や離婚、就職や退職はすべて文書ベースで遂行される。出生届や死亡届も文書で扱われる。同様に本人の想いを書いた文書に法的担保することが急がれる。

世界で最も遅れてLW

「法的担保されたLWを書いた人に人生会議を行った時には診療報酬がつく」のであれば患者の願いは叶うと考える。LWと人生会議は別物ではなく包含関係にあることを忘れてはならない。人生会議の核はLWであることを刻むためにも、LWの法的担保が急務である。筆者は昨年末に久々に開催された議員連盟の総会でそう発言した。LWの法的担保を急いだというので人生会議の啓発を行うべきだ、と。

LWの法的担保は先進国では常識である。安楽死が許されているスイスやオランダ、アメリカの11州やカナダでもすべてLWがベースになっている。東アジアでは、台湾が2000年に韓国が2017年にLWの法的担保を終えて尊厳死できるようになった。現在は安楽死の議論に入っている。最近、イタリアとスペインで尊厳死法が可決したが、LWの法的担保のことである。

日本だけは、難病団体の強い反対で終末期議論自体が20年間、封殺されてきた。しかし超高齢化と多死社会が加速する一方、医療技術は年々進化する中、待ったなしである。最も肝心な議論を避けて人生会議だけに頼る政策は大きな危険を孕んでいる。

議論に加入している議員数は昨年末時点で99名である、かつては200人近くだったのでまさに半減している。政治と金、経済問題や国際問題などが山積する中、終末期医療の優先順位は極めて低いと永田町関係者は言う。「LWの法的担保をしても票にならない」と漏らす議員もいる。しかし国民にとつて最も大切な命題をスルーすることはもはや許されない。この議論は超党派なのですべての党派の議員の加入が望まれる。まさに終末期議論は待ったなしである。